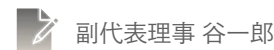


日本語教育機関団体連絡協議会の活動報告



副代表理事 谷一郎

2022年度は、コロナによる混乱から徐々に平常時へと戻っていく年となりました。日本語教育機関団体連絡協議会の活動も、コロナに関連したものから新法案に関連したものへとその軸足が移りました。また、入管関連でも「在籍管理優良校」なる制度が試行されたうえ、コロナ後に顕在化した極度な教員不足のなか、このままでは最悪のタイミングで専任教員が定員40人あたり1名になってしまうため、その対応も急務でした。さらには、このままでは、来年度の選定において、コロナの期間中で最も在籍者が少なかった時(2022/1/1)の人数を分母に選定が行われる懸念もありました。以下、テーマ別にこの1年間の活動を振り返ってみたいと思います。

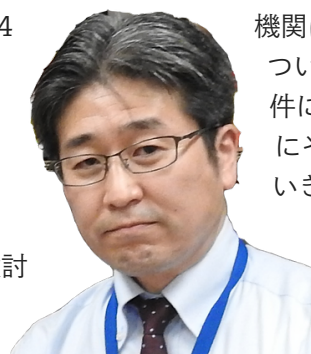
1, コロナ関連

コロナに関しては、ガイドラインの改定作業が続きました。それまで、厳格化の一途であったガイドラインは、第6版以降は、どんどん緩和の方向に進みました。具体的には、ガイドライン第6版(2022/8/25改定)においては、オミクロン株の特性に合わせて、緩和できるところは緩和、削除できるところは削除し、なるべくシンプルに変更、第7版(2022/11/14改定)においては、最新の知見を反映させて、マスクの着用シーン等、緩和できるところは緩和、削除できるところは削除し、なるべくシンプルに変更しました。第8版(2023/3/13改定)においては、さらなる緩和が行われ、ついには、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から、5類感染症に変更されるのに合わせて、ガイドラインは廃止されるに至りました。

2, 入管関連

①在籍管理優良校

在籍管理優良校については、2022年(令和4年)の選定において、突然の制度試行が始まりました。確かに、数年前には各団体が、書類の軽減を目的に日本語教育機関の選定に適切な指標についてヒアリングを受けたことはありましたが、それっきりであり、突然であったこと、名称が新法案の検定中ということもあって教育内容も含めて質が高いと誤解されかねず違和感があっ



たこと、指標が私たちから見ると適切ではないと思われたこと、問題在籍者0%という厳しき、さらには、コロナ禍の混乱期に在籍者報告が漏れたということで非適正校とされた機関がでたことが大きな問題となりました。以前にも、コース途中での修了者を退学者(ドロップアウト)と勝手に解釈し、その比率が高い機関の取扱いを厳しくするといったことが行われ大きな混乱を起こしましたが、またしても同じようなことが起こってしまいました。

最近では以前に比べれば、入管庁とのコミュニケーションも密になってきていたところだっただけに、入管庁への失望感も非常に大きなものでした。しかし、これで諦めては歪な構造が定着してしまいますので、今年(2023年)の選定においては、より適切な選定が行われるよう何度も入管庁に対し、要望書を提出しました。最終的には、本年4月末には、入管庁から「教育機関の選定及び資格外活動の一層の適正化について」という通知が出され、名称については、適正校(クラスI)、適正校(クラスII)となり、適正校(クラスI)の基準も、①3年間連続して適正校に選定されること、②3年間継続して問題在籍率が1%以下(在籍者が99名以下の場合、1名以下)であること、③前年1年間に、入管法19条の17に基づく届出を履行していること(=令和5年の選定時に指導対象でないこと)となりました。

②アルバイトの時間オーバーによる期間更新不許可に関する機関の責任について

在籍管理優良校に関する要望においては、アルバイトの時間オーバーによる在留期間更新許可申請の不許可について、日本語教育機関では実態把握が困難であるにもかかわらず、その全責任を機関に負わせているという現在の仕組みについても変更を申し入れました。本来、本件については、学生個人の責任であり機関にその責任はないのではないかと、また、いきなり不許可ではなく、教育的観点からも在留期間の短縮や資格外活動の許可を与えないといった対応が必要ではないかと主張しましたが、入管庁としては、在籍管理の一環として機関